

## カナダの施設（Est.506）から輸出される馬肉等の輸入手続保留の解除について

平成22年10月28日

### 輸入手続保留を解除する施設の概要

手続の保留期間：10月10日～10月27日

輸出施設：BOUVRY EXPORTS CALGARY LTD. (Est.506)

対象品目：当該施設からのすべての品目

（馬の肉及び臓器、豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコン）

### （参考）

- ・ 10月10日、カナダから到着した馬肉114箱（1,520kg）を検査したところ、バイソン肉と記載されたものが8箱（97.9kg）混入していることを確認。このため、輸出施設において適切な改善措置がとられたことが確認されるまでの間、当該施設で製造される馬肉及び豚肉等に対する輸入手続を保留。
  - ※ バyson肉の輸入については、カナダとの間で家畜衛生条件が締結されておらず、日本への輸入が認められていない。
- ・ 10月22日、カナダ政府から原因及び改善措置に関する調査報告書が提出。本報告書を精査した結果、再発防止を確保するための適切な改善措置がとられたことを確認できたことから、本日付けで、当該施設からの輸入手続の保留を解除。

### 〈報告書の概要〉

#### 1. 混載の原因

日本向けのコンテナへ積載作業をしていた作業員が、8箱の馬肉を積み込むべきであったところを、不注意で近くに置いてあった同じ部位（アウトサイドスクエア）のバイソン肉8箱を誤って積み込んだ。

#### 2. 主な改善措置

- ・ 積み込み部門の責任者は、日本向けの積み込み日には、日本向けでない製品を冷蔵庫内の別の棚に保管し、対日製品のみを床に置くこととし、またラベルに日本の国旗が表示されている製品に「日本向け注文品のみ」の標記をつけることで、誤積載を防止する。
- ・ 積み込み／出荷担当従業員が日本向け製品を認識できるよう訓練を実施し、署名付き宣言書を提出。
- ・ 改善措置について、カナダ政府獣医官がフォローアップ検査として、関係する従業員に対して面接を実施し、全員が日本向けの輸出条件と経営者が始めた新しい輸出プロトコルを理解していることを確認。